

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	北海道さっぽろ「食と観光」情報館移転リニューアルに係る東側実施設計業務
発注課	経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課
選定事業者	株式会社JR東日本建築設計
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
現在本市では、北海道と共同で設置・運営している北海道さっぽろ「食と観光」情報館（以下「情報館」という。）について、時代や環境の変化に即し、将来的にも観光客から求められ続ける案内体制を構築するための移転リニューアルを予定している。本業務は、リニューアルの内、JR札幌駅東コンコースに整備する観光案内機能の実施設計を行うとともに、工事施工に向けて委託者を技術的に支援することを目的とした業務である。 情報館がJR札幌駅構内に設置されている特性上、JR北海道や隣接商業施設の管理者等との協議・調整は不可欠なものであり、なおかつ、駅構内で実施中または今後実施予定の改修工事の状況に応じ、隣接設備とのインフラ面の接続等も考慮した適切な設計を行うためには、専門的な知見や技術が必要となる。 上記選定事業者は、JR北海道が実施する東コンコースの改修工事の設計を担っているため、現在実施中または今後実施予定の改修工事の進捗について熟知し、それらによって生じるインフラ設備の状況についての知見がある唯一の事業者である。 そのため、情報館の移転リニューアルに係る実施設計及び本市への技術的支援を適切に行うことができるのは、上記選定事業者に限られる。 以上の事由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記選定事業者との特定随意契約とする	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号